

【指針本文】

2 測量、調査及び設計

2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

(1) 契約方式の選択

(契約方式の概要)

主な契約方式（契約の対象とする業務及び業務の範囲の設定方法）は、以下のとおりである。

(a) 事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式

- ・業務のみを発注する方式
- ・設計・施工一括発注方式¹⁾

構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式

- ・詳細設計付工事発注方式¹⁾

構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括して発注する方式

- ・設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）²⁾

設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする方式（設計者は施工者の技術協力を受けながら、設計業務を実施）

- ・設計・施工・維持管理一括発注方式

設計と施工を一括して発注することに加え、工事完成後の維持管理業務を一体的に発注する方式

(b) 業務の発注単位に応じた契約方式

- ・複数年契約方式

継続的に実施する業務に関して複数の年度にわたり一つの契約により発注する方式

(c) 発注者の支援対象範囲に応じた契約方式

- ・事業促進 PPP方式³⁾

事業促進を図るため、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合により、効率的なマネジメントを行う方式

- ・CM方式⁴⁾

建設生産にかかわるプロジェクトにおいて、コンストラクションマネージャー（CMR）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部又は一部を行う方式

参考

¹⁾ 例えば、「設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル（案）」（国土交通省）を参照すること。

²⁾ 例えば、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」（国土交通省）を参照すること。

³⁾ 例えば、「国土交通省直轄の事業促進 PPPに関するガイドライン」（国土交通省）を参照すること。

⁴⁾ 例えば、「国土交通省直轄事業における発注者支援型CM方式の取組み事例集（案）」（国土交通省）を参照すること。

【解 説】

○ 事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式 ¹⁾

事業採択後の事業プロセスは、例えば「調査・計画」、「概略設計」、「予備設計」、「詳細設計」、「施工」の各段階からなり、事業の完了後は「維持管理」段階となるが、こうした事業の流れにあって、調達する範囲（設計、工事、維持管理）をどのようにするかは、入札契約方式の選択を考える上で重要なことといえる。

【事業プロセスの対象範囲に応じた主な契約方式（イメージ）】

		調査・計画	概略設計	予備設計	詳細設計	施工	維持管理
工事の調達を詳細設計が完了した段階で行う(工事の施工のみを発注する方式)	調査・計画／設計者						
	施工者						
工事の調達を予備設計段階で行う(設計・施工一括発注方式)	調査・計画／設計者						
	施工者						
工事の調達を詳細設計段階で行う(詳細設計付工事発注方式)	調査・計画／設計者						
	施工者						
工事調達に加え施工者による設計段階での技術協力を調達する(ECI方式)	調査・計画／設計者						
	施工者						
工事調達に加えて施工者による維持管理業務を調達する(維持管理付工事発注方式)	調査・計画／設計者						
	施工者						

出典)「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」(平成 27 年 5 月 (令和 4 年 3 月改正) 国土交通省)

(参考資料)

- 1)「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」(平成 27 年 5 月 (令和 4 年 3 月改正) 国土交通省)

○ 設計・施工一括発注方式、詳細設計付工事発注方式

1)

施工者のノウハウを反映した現場条件に適した設計や、施工者の固有技術を活用した合理的な設計を図る方式として、設計・施工一括発注方式、詳細設計付工事発注方式がある。

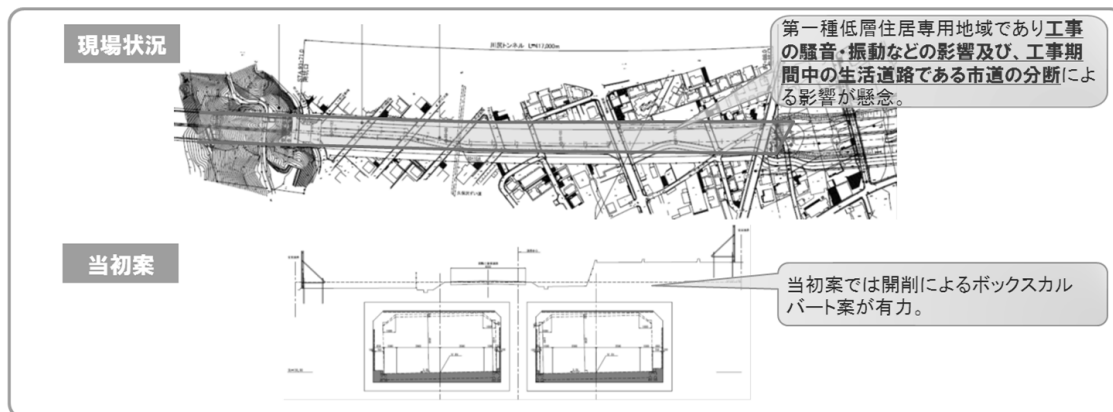
設計・施工一括発注方式は、構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式であり、詳細設計付工事発注方式は、構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括して発注する方式である。

設計・施工一括発注方式を適用した事例については、以下のとおりである。

【設計・施工一括発注方式を適用した事例（関東地方整備局）】

工事名	さがみ縦貫川尻トンネル工事
工 期(当初)	平成21年3月6日～平成24年3月31日
工事内容	実施設計:トンネル工(417m)、坑門工1式 実施施工:同上

■設計・施工適用時の検討状況



■設計・施工一括発注方式の導入効果

- ・土被りが小さく、従来の一般的な技術では開削方式によらざるを得ない状況であったが、対象区間には生活道路が複数横断し第一種低層住居専用地域であることから、施工に伴う生活道路の分断、騒音・振動等が大きな懸念事項であった。
- ・適用判断時期においては、トンネルの完成が事業全体のクリティカルポイントとなっており、工期を極力短縮する必要があった。
- ・こうした中で、提案されたシールド工法を採用することで、生活環境への影響を小さなものとし工期短縮も図れた。

項目	具体的な効果の内容	設計・施工分離発注では効果が得にくい理由	効果の程度
①工事コストの縮減効果	・施工者が有する工法により、シールド機での施工が可能となり、全体的にはコスト縮減に繋がった。 ・大型複合アーチ断面、小土被り、上下線の近接施工等が可能となり、掘削断面が縮減され残土処理が減少した。	・工事コストの縮減は求めていなかったが、結果として工事目的物の設計と工法を一体的に検討できたことにより効果が得られた。	定量的な効果の程度は不明
②工事コスト以外のコスト縮減	—	・工事コスト以外のコスト縮減は求めていなかった。	—
③工期の短縮(現場の施工期間短縮)	・施工者が有する工法と大型複合アーチ断面の採用、セグメントの工夫により、工期短縮が図られている。	・施工者が有する開発技術による構造形式やセグメントの工夫であるため、施工者が関与しないとできない提案と考えられる。	想定工期の53%程度になっている
④耐久性・維持管理性の向上	・セグメントの耐久性能向上が図られている。	・標準的な開削工法の現場打ちコンクリートを想定している分離発注では、左記のような効果は得られなかった。	定量的な効果の程度は不明
⑤周辺環境への影響低減(環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源又はリサイクル)	・施工者が有する掘削工法の提案により、地形変化が無くなることで周辺環境への影響が低減されている。	・工事目的物の設計と工法を一体的に検討しなければ、左記のような効果は期待できなかった。	定量的な効果の程度は不明

出典) 国土交通省作成資料

設計・施工一括発注方式及び詳細設計付工事発注方式の適用によるメリットとして、効率的・合理的な設計・施工の実施や工事品質の一層の向上などが考えられる。

【設計・施工一括発注方式及び詳細設計付工事発注方式の適用により考えられるメリット・デメリット】

【メリット】

○効率的・合理的な設計・施工の実施

- ・設計と製作・施工（以下「施工」という）を一元化することにより、施工者のノウハウを反映した現場条件に適した設計、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が可能となる。
- ・設計と施工を分離して発注した場合に比べて発注業務が軽減されるとともに、設計段階から施工の準備が可能となる。

○工事品質の一層の向上

- ・設計時より施工を見据えた品質管理が可能となるとともに施工者の得意とする技術の活用により、よりよい品質が確保される技術の導入が促進される。
- ・技術と価格の総合的な入札競争により、設計と施工を分離して発注した場合に比べて、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が可能となる。

一方、以下のようなデメリットがあるため、導入にあたっては留意すべきである。

【デメリット】

○客観性の欠如

- ・設計と施工を分離して発注した場合と比べて、施工者側に偏った設計となりやすく、設計者や発注者のチェック機能が働きにくい。

○受発注者間におけるあいまいな責任の所在

- ・契約時に受発注者間で明確な責任分担がない場合、工事途中段階で調整しなければならないくなったり、（発注者のコストに対する負担意識がなくなり）受注者側に過度な負担が生じることがある。

○発注者責任意識の低下

- ・発注者側が、設計施工を“丸投げ”してしまうと、本来発注者が負うべきコストや工事完成物の品質に関する国民に対する責任が果たせなくなる。

出典）「設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル（案）」（平成 21 年 3 月国土交通省）

（参考資料）

- 1）「設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル（案）」（平成 21 年 3 月国土交通省）

○ 設計段階から施工者が関与する方式（E C I方式）¹⁾

「設計段階から施工者が関与する方式（E C I方式）」とは、設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする方式である。（施工者は発注者が別途契約する設計業務への技術協力を実施）

この方式では別途契約している設計業務に対する技術協力を通じて、当該工事の施工法や仕様等を明確にし、確定した仕様で技術協力を実施した者と施工に関する契約を締結する。

また、施工者が行う技術協力については、技術協力の開始に先立って技術協力業務の契約を締結する。

この方式は、事業プロセスのうち、予備設計又は詳細設計の段階における適用が考えられる。また、事業の初期段階から施工者の関与を必要とする場合には、概略設計段階における適用も考えられる。

方式の効果等

- 設計段階から施工者が関与することで、発注時に仕様や前提条件の確定が困難な事業に対応する方式であり、発注者、設計者、施工者の三者がパートナーシップを組み、発注者が柱となり、三者が有する情報・知識・経験を融合させることにより、以下に示すようなメリットを引き出すことができる。
- 設計段階で、発注者と設計者に加えて施工者も参画することから、施工者の知識、経験を踏まえた代替案の検討が可能となる。
- 地元及び関係行政機関との協議、近隣工事の進捗状況、作業用道路・ヤード等、事業のリスクに関する情報を施工者が設計段階から把握し、リスクへの対処方針を発注者と施工者が検討し、設計に反映することができる。
- 別途発注された設計業務の実施者（設計者）による設計に対して、施工性等の観点から施工者の提案が行われることから、施工段階における施工性等の面からの設計変更発生リスクの減少が期待できる。
- 施工者によって、設計段階から施工計画の検討を行うことができる。

適用に当たっての留意点

- 発注者、設計者、施工者の三者からなる体制において、発注者が、施工者による提案の適用可否、追加調査や協議等の必要性の判断を行う必要があることに留意する※。

※落札者の選定方法としては技術提案・交渉方式が適用可能であり、同方式の留意点等も参照されたい。発注者、設計者、施工者の三者による設計業務、技術協力業務の手順、役割分担の詳細は、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（平成27年7月策定、令和2年1月最終改正）」を参照のこと。

出典）「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」（平成27年5月（令和4年3月改正）国土交通省）

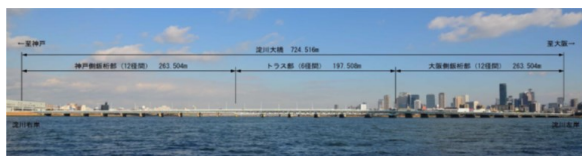
【E C I 方式を適用した事例（国土交通省）】

国道2号 淀川大橋床版取替他工事

発注者：国土交通省 近畿地方整備局
受注者：IHIインフラシステム・横河住金ブリッジJV
契約タイプ：設計交渉・施工タイプ
工 期：平成29年2月1日～平成32年3月31日

工事概要

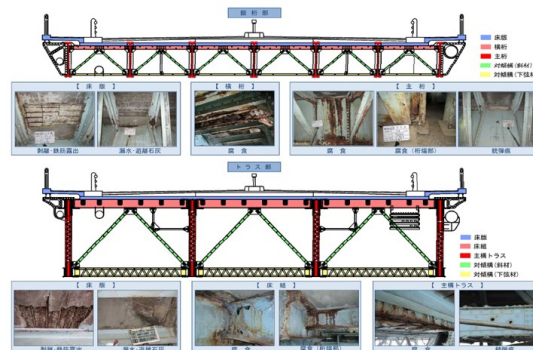
- ・架設後90年を経過した鋼橋
- ・損傷が顕著（不可視部、あり）
- ・建設当時の記録が少ない（輸入鋼材等）
- ・3万5千台／日の交通量
- ・出水期は施工不可



写真



位置図



損傷状況

国道2号 淀川大橋床版取替他工事



実施設計段階での実施事項の例

- 河川敷、既設検査路、船上からの合同点検（発注者、設計・施工者）
⇒ 発注図面になかった部材、損傷を発見

《特記仕様書への記載事項》

「当初設計に反映されている箇所以外で、補修・補強が必要になる損傷があった場合は、補修・補強の可否の判断、設計図書について、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする場合がある。」

■施工者の知見を反映した構造変更

- ・施工性、耐久性に優れる構造詳細への変更
（溶接仕上方法改善、現場溶接省略、疲労耐久性に優れる構造採用）

■施工者による条件確認

- ・別工事での添架管の移設時期

《特記仕様書への記載事項》

「施工時に添架管が未撤去で、構造変更が生じた場合は、監督職員と設計図書について協議するものとし、設計変更の対象とする場合がある。」

■学識者意見聴取

■警察協議

出典）「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会（平成30年3月7日） 資料3」

「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン 令和2年1月 国土交通省」

（参考資料）

1）「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン 令和2年1月 国土交通省」

■設計業務の段階での主な実施内容

項目	実施内容
前提条件及び不確定要素の整理	・別工事での添架管(ガス管、水道管、共同通信管路)の移設時期について、発注者を介して関係機関に確認
設計の実施 (優先交渉権者の技術適用)	・中央部の架設が最終となるように施工手順を変更し、規制切り替え回数等を削減(図 参照) ・施工手順変更に伴う規制形態の変更を警察と協議
追加調査	・検査路、船上からの目視点検 ・床版上面の試掘による不可視部の腐食度・健全度を確認 ・応力計測と事前解析結果との比較による部材撤去・架設時の安全性確保
関係行政機関との協議	・施工手順の変更に伴う警察協議等を支援
工事費の管理	・見積条件書により、不確定要素への対応方針を明確化



図 採用した施工手順

出典)「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会(平成30年3月7日) 資料3」

「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン 令和2年1月 国土交通省」

○ 複数年契約方式 ¹⁾

継続的に実施する業務に関して複数の年度にわたり一つの契約により発注する方式である。

方式の効果等

- 複数年契約方式は、施工の効率化や施工体制の安定的確保を図るための方式である。
- 契約期間中は、一般的に年度単位での契約更新の手続が不要となる。
- 受注者においては、長期的な収入予測が可能となり、それを元に計画的な設備投資や人材の確保が期待できる。
- 受注者にノウハウやデータが蓄積されることによる重点的、効率的なパトロールの実施や、継続した業務を通じた住民ニーズの的確な把握によるサービスの向上が期待できる。

適用に当たっての留意点

- ・複数年にわたって、同一の技術者の配置を求めることとなるため、受注者にとって負担となる側面があることに留意する。

出典)「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」(平成 27 年 5 月(令和 4 年 3 月改正)国土交通省)

(参考資料)

- 1)「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」(平成 27 年 5 月国土交通省)

○ 事業促進PPP方式 1) 2)

事業促進PPPは、事業促進を図るため、直轄職員が柱となり、官民がパートナーシップを組み、官民双方の技術者が有する多様な情報・知識・豊富な経験を融合させながら、事業全体計画の整理、測量・調査・設計業務等の指導・調整等、地元及び関係行政機関等との協議、事業管理等、施工管理等を行う方式である。

方式の効果等

- 大規模災害復旧・復興事業、大規模事業等において、業務量が著しく増大する場合に、発注者が必要な体制確保を図ることができる。
- 官民双方の技術者が有する情報・知識・経験の融合により、調査及び設計段階から効率的なマネジメントが可能となる。
- 事業進捗の課題等に関して設計分野、用地分野、施工分野など多方面の分野からの検討が可能となる。

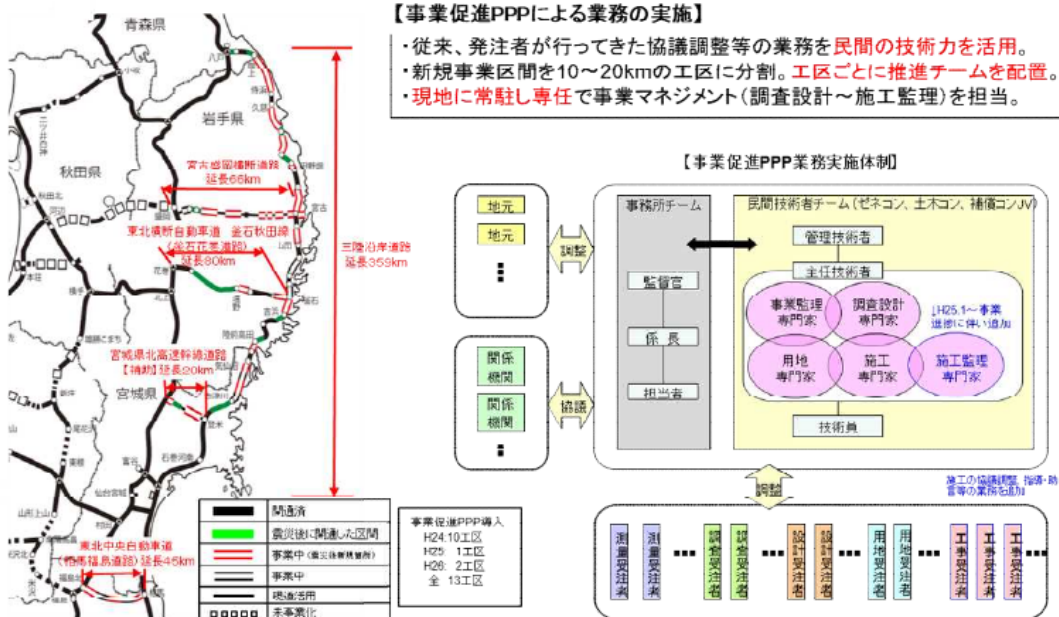
適用に当たっての留意点

- 事業促進PPPは、技術職員を有する国土交通省の直轄事業への適用を前提としている。そのため、地方公共団体の事業に適用する場合には、発注者の体制の状況に応じて、受注者が行う業務範囲等が異なることに注意が必要である。
- 発注者が柱となり、官民双方の技術者の情報・知識・経験を融合させる取組であり、発注者が、的確な判断・指示等を行いながら、事業促進PPP、発注者支援業務（積算・監督・技術審査等）、業務（測量・調査・設計等）、工事（維持・準備・本体）を組み合わせた体制において、各者が有する多様な知識・経験・能力を引き出し、融合させるマネジメントを行うことにより事業は促進される。
- 民間技術者が従来の業務・工事では経験していないマネジメント業務を含み、受注者側での体制確保が課題となりやすいことから、受注インセンティブの向上や、大規模災害時に限らず、平常時から民間技術者がマネジメント業務に携わる機会の確保により、マネジメント業務の経験を有する民間技術者の確保、育成に取り組むことが重要となる。
- 技術提案・交渉方式を適用することにより、施工者が事業の上流段階において、効率的な施工が行えるよう、測量・調査・設計業務等への技術協力、地元及び関係行政機関等との協議支援、近隣工事等との工程調整等、事業促進PPPと同様のマネジメント業務に携わることができるため、目的に応じて、技術提案・交渉方式の適用についても検討することが重要である。

出典)「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」(平成27年5月(令和4年3月改正)国土交通省)

■三陸沿岸道路等

- ・従来、発注者が行ってきた協議調整等の業務を民間の技術力を活用。
- ・新規事業区間を10～20kmの工区に分割。工区ごとに推進チームを配置。
- ・現地に常駐し専任で事業マネジメント(調査設計～施工監理)を担当。



※「平成28年度 第2回 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」資料

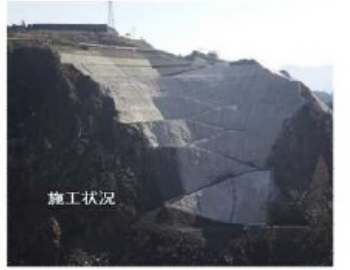
・平成 28 年 4 月 16 日に発生した熊本地震により、大規模な斜面崩壊、橋梁・トンネルの被害等が発生し、複数の幹線ルートが通行止めとなった。復旧・復興に係る事業を円滑、スピーディに進めるため、平成 28 年度から、「事業管理支援業務（PM）」、「技術支援業務（CM）」が実施された。



図 熊本災害復旧の箇所図

- 1) 「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」(平成 27 年 5 月(令和 4 年 3 月改正)国土交通省)
- 2) 「国土交通省直轄の事業促進 PPP に関するガイドライン」(平成 31 年 3 月(令和 6 年 4 月一部改正)国土交通省)

表 事業管理支援・技術支援業務の実施状況（北側復旧ルート・阿蘇大橋）

	北側復旧ルート	阿蘇大橋
H28業務	熊本57号災害復旧事業管理・技術支援業務（PM・CM）	阿蘇大橋地区外事業管理支援業務（PM） 阿蘇大橋地区阿蘇大橋技術支援業務（CM）
H29業務	熊本57号災害復旧事業管理・技術支援業務（PM・CM） 北側復旧ルート事業管理業務（H29.5～）	阿蘇地区外事業監理業務
復旧概要	- 大規模な斜面崩壊を生じた国道57号の北側復旧ルート - 北側復旧ルート中の二重峠トンネル（L=3,659m）はE C I方式を採用。	- 大規模な斜面崩壊により阿蘇大橋が落橋 - 旧橋の下流にて、PC3径間連続ラーメン箱桁橋（L=345m）に架け替え
写真・図		
		

■大規模事業（平常時）：東関東水戸線（潮来～鉾田）における実施例

事業促進PPP（東関東水戸線（潮来～鉾田））



出典）「国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン」（平成31年3月（令和6年4月一部改正国土交通省）

○ CM方式¹⁾

「CM方式」とは、建設生産に関わるプロジェクトにおいて、コンストラクションマネージャー（CMR^{※1}）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部又は一部を行うものである。

CM方式には、ピュア型CM方式、アットリスク型CM方式があり、ピュア型CM方式については、「地方公共団体におけるピュア型CM方式活用ガイドライン（令和2年9月）」を参照のこと。

※1：CMR: Construction Manager の略で、監督職員・請負者以外の第三者として、監督業務の一部を補完する技術者チームを指す。

方式の効果等

- 複数工事が輻輳するあるいは関係機関等との頻繁な調整が必要な事業に対応する方式である。
- 短期的に発注者の人員が不足し、現場状況の確認や迅速な対応が難しい場合に、適宜それらの確認・対応が可能となる。
- 複数工事の工区間調整や関係機関等との協議等において、発注者の職員の代わりに、CMRが助言・提案・資料作成等を実施することで発注者を補完できる。
- 設計業務・工事等の経験の少ない監督職員が、高度な技術力を要する判断・意思決定を行う必要がある場合に、CMRが適切な助言・提案・資料作成等を実施することで発注者を補完できる。
- 設計業務・工事等の経験が少ない監督職員が、高度な専門技術力を持つCMRとともに監督を実施することで、監督職員の技術力向上が期待できる。
- CMRからの地元業者に対する書類作成や施工上の助言を通じて、地元業者の技術力の向上が期待できる。
- 最終的な判断・意思決定までのプロセスにCMRが参画することで、透明性・説明性の向上が期待できる。

適用に当たっての留意点

- 発注者の職員と設計業務・工事等の受注者の間にCMRが介在することから、最終的な判断・意思決定の手続が、一時的に滞る可能性がある点に留意する。
- 設計業務・工事等の監督に関して、発注者とCMRそれぞれの権限範囲について明確化し、その内容を設計業務・工事の受注者に対して明示・周知する必要があることに留意する。

（参考資料）

- 1) 「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」（平成27年5月（令和4年3月改正）国土交通省）
- 2) 「国土交通省直轄事業における発注者支援型CM方式の取組み事例集（案）」（平成21年3月国土交通省）

【CM方式を適用した事例（北陸地方整備局）】

1) 事業概要とCM方式試行の経緯

平成16年7月に発生した「7.13 新潟・福島豪雨」では、信濃川下流支川の刈谷田川・五十嵐川が破堤・氾濫し、周辺市町村に大きな人的・物的被害をもたらした。これを受け信濃川下流河川事務所では、刈谷田川及び五十嵐川の改修（新潟県が実施）に伴い流量が増加するため流下能力が不足する信濃川本川（国管理河川）の区間及び刈谷田川下流部について、緊急的・かつ集中的に治水対策を行う「河川災害復旧等関連緊急事業（以下「復緊事業」という）」を実施している。復緊事業は事業費約386億円の大規模プロジェクトであり、実施にあたり以下の課題があった。

I 限られた期間

- ・H16年度からH20年度までの5年間に、復緊区間全区間で集中的に実施する。

II 膨大な施工量であるが、一括施工ではなく各種地元協議を経ての段階施工

- ・延長約30kmの両岸約300万m³の土砂を用い築堤等の堤防強化を実施する。
- ・地元との協議や占用地解除、用地取得が完了した箇所から順次工事発注する。

III 他事業の発生土利用によるコスト縮減と土砂調整

- ・信濃川河川事務所実施の大河津分水路可動堰改築事業、新潟県実施の助成事業・復緊事業からの大量の発生土を複数の施工箇所でも利用するなど、各工事が幅輳する。

IV 体制の強化

- ・工事集中により膨大な事務量となるため事務所の体制強化が必要となった。

V 大量の土砂運搬車両

- ・工事関係車両の通行による地元への影響を最小限にする必要性があった。

こうした課題を克服するために信濃川下流河川事務所では、地元の地方公共団体や施工者の調整、工事発生土の再利用等細部にわたる土砂管理・工程調整を一元的かつ円滑に行い、施工コストの縮減を図るため、発注者支援型CM方式を導入し、事業を進めている。

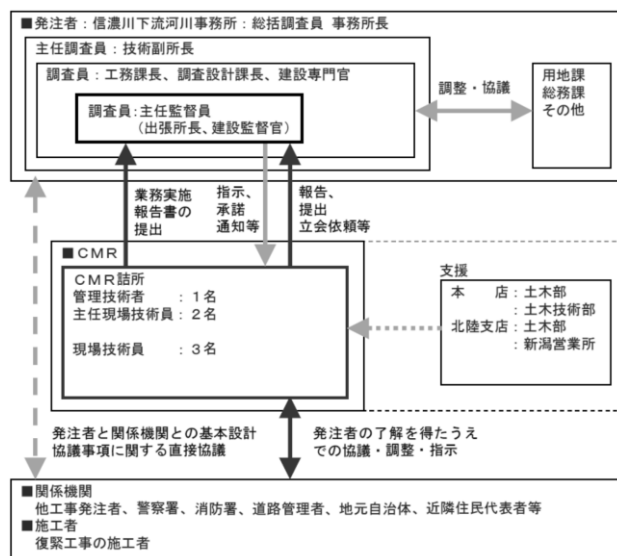


図 信濃川築堤におけるCMRの役割（CMRからの提供資料（H19、20の体制））

出典）「国土交通省直轄事業における発注者支援型CM方式の取組み事例集（案）」（平成21年3月国土交通省）

（参考資料）

- 1) 「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」（平成27年5月（令和4年3月改正）国土交通省）
- 2) 「国土交通省直轄事業における発注者支援型CM方式の取組み事例集（案）」（平成21年3月国土交通省）

（契約方式の選択の考え方）

契約方式の選択に当たっては、以下のような点を考慮する。

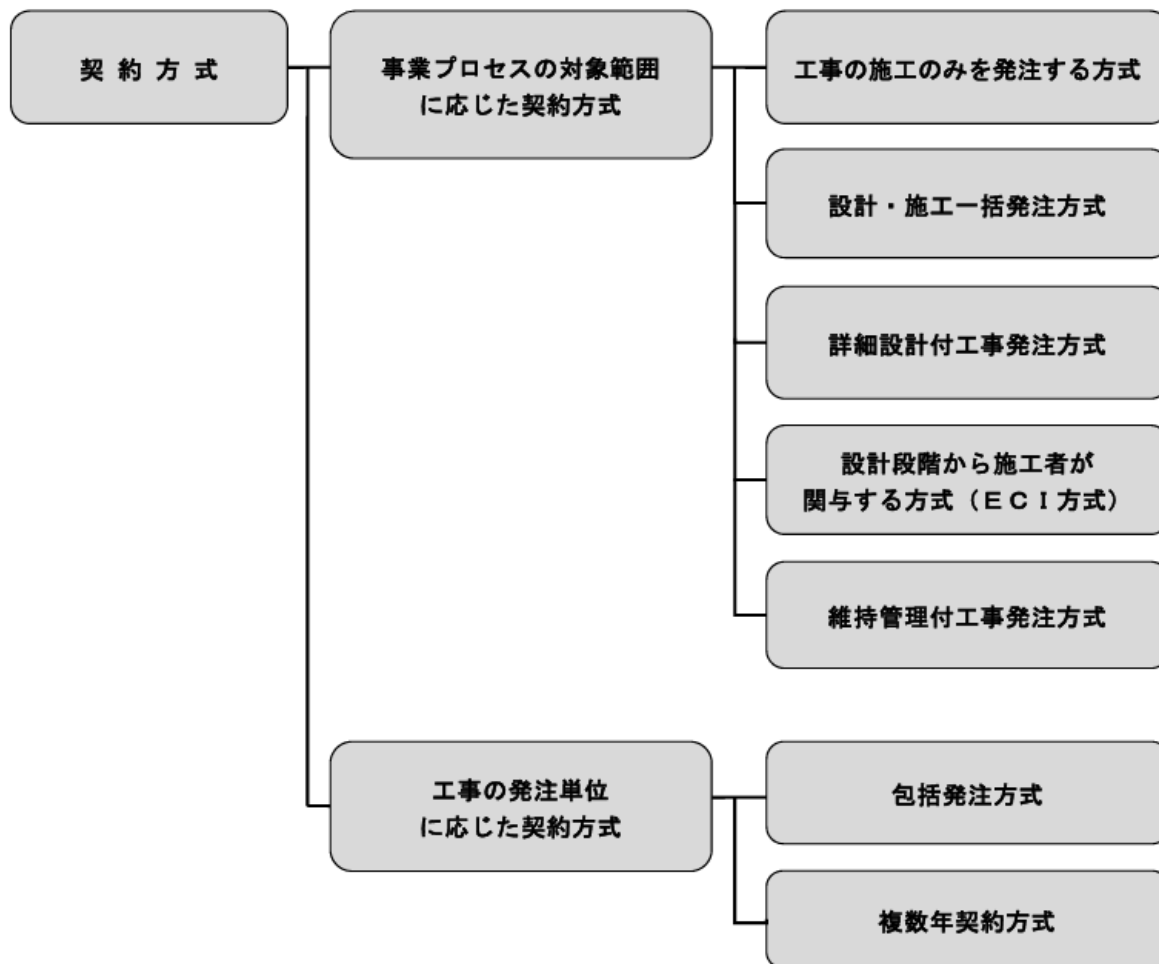
- ・業務の難易度
 - －「業務に係る制約条件について、確立された標準的な方法で対応が可能であるか」
 - －「民間の優れた施工技術を設計に反映することで課題の解決を図ることが可能であるか」等
 - －「施工困難な場所、工期及びその他の要因（コスト、損傷内容・程度等）に対応するために、施工者の技術を設計に反映する必要があることが、対象とする事業にとって有益であるか」
 - －「施工者の技術を設計に反映する際に、発注者が施工者の技術、現場状況等を踏まえながら設計に関与する必要があるか」等
- ・工事価格の確定度
 - －「現地の詳細な状況が把握できないため、施工段階で相当程度の設計変更が想定されるか」等
- ・その他発注者の体制・業務の性格等
 - －選択した契約方式に応じて、発注者が競争参加者からの技術提案の妥当性等を審査・評価する必要があることから、発注者のこれまでの発注経験（実績）や体制も考慮し、契約方式を選択することが望ましい

【解 説】

○ 契約方式の選択 ¹⁾

契約方式の選択にあたっては、業務のみを発注する方式のほかに、事業の特性等に応じて、事業の早期完成が図れる設計施工一括方式やE C I方式等を考慮する。

【契約方式の選択の考え方】



出典)「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」(平成27年5月(令和4年3月改正)国土交通省)

(参考法令等)

i) 適正化指針 第2 2 (1) 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること
(参考資料)

1) 「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」(平成27年5月(令和4年3月改正)国土交通省)

（２）競争参加者の設定方法の選択

（競争参加者の設定方法の概要）

競争参加者を設定する方式（契約の相手方を選定する際の候補とする者の範囲の設定方法）は、以下のとおりである。

- ・ **随意契約**

競争の方法によらないで、発注者が任意に特定の者を選定して、その者と契約する方式

- ・ **指名競争入札**

発注者が指名を行った特定多数の者で競争を行わせる方式

- ・ **一般競争入札**

資格要件を満たす者のうち、競争の参加申込みを行った者で競争を行わせる方式

（競争参加者の設定方法の選択の考え方）

競争参加者の設定方法の選択に当たっては、以下に示す点について考慮する。

- － 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合又は一般競争に付することが発注者に不利となる場合の指名競争入札の活用
- － 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、競争に付することが発注者に不利となる場合又は災害応急対策若しくは災害復旧に関する業務のように緊急の必要により競争に付することができない場合の随意契約の活用
- － 契約に係る予定価格が少額である場合等の指名競争入札又は随意契約の活用

地方公共団体は、地方自治法施行令で定める場合に指名競争入札又は随意契約により行うことができるとされており、上記と同様の考え方により活用を考慮する。

【解 説】

○ 競争参加者を設定する方式

競争参加者を設定する方式には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約があり、会計法及び地方自治法により規定されている。

○ 随意契約

随意契約方式は、競争の方法によらないで、発注者が任意に特定の者を選定して、その者と契約する方式である。地方自治法に基づく本方式の概要は以下のとおりである。

【地方公共団体における随意契約の概要】

（意義）

地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法

（概要）

○随意契約によることができる要件

次のいずれかに該当するときは、随意契約によることができる。

（地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項）

- ① 契約の予定価格が自治令別表第五で定める額の範囲内において地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき。
- ② 契約の性質・目的が競争入札に適しない契約をするとき。
- ③ 地方公共団体の規則で定める手続により、法令で定められている障害者関係施設又はこれに準ずる者として総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定した者で生産される物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約、認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設であって総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定したもので生産される物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約、シルバー人材センター等又はこれに準ずる者として総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定した者による役務の提供を受ける契約、母子福祉団体又はこれに準ずる者として総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定した者による役務の提供を受ける契約をするとき。
- ④ 地方公共団体の規則で定める手続により、いわゆるベンチャー企業として総務省令で定める手続による地方公共団体の長の認定を受けたものより新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするとき。
- ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- ⑥ 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- ⑦ 時価に比べ著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- ⑧ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- ⑨ 落札者が契約を締結しないとき。

（長所）

○競争に付する手間を省略することができ、しかも契約の相手方となるべき者を任意に選定するものであることから、特定の資産、信用、能力等のある業者を容易に選定することができる。

○契約担当者の事務上の負担を軽減し、事務の効率化に寄与することができる。

（短所）

○地方公共団体と特定の業者との間に発生する特殊な関係から単純に契約を当該業者と締結するのみではなく、適正な価格によって行われるべき契約がややもすれば不適正な価格によって行われがちである。

【随意契約の流れ】

選考

＜具体例＞

- ・見積合わせ、コンペ方式
- ※地方公共団体の財務規則等で規定

決定

契約の締結

契約保証金の納付（法234条の2②、令167条の16）、契約書への記名・押印をもって契約の確定（法234条⑤）

出典）「地方公共団体の入札・契約制度」（総務省HP）

○ 指名競争入札

指名競争入札方式は、発注者が指名を行った特定多数の者で競争を行わせる方式である。地方自治法に基づく本方式の概要は以下のとおりである。

【地方公共団体における指名競争入札の概要】

(意義)

地方公共団体が資力、信用その他について適切と認める特定多数を通知によって指名し、その特定の参加者をして入札の方法によって競争させ、契約の相手方となる者を決定し、その者と契約を締結する方式

(概要)

○指名競争入札にすることができる要件

次のいずれかに該当する場合は、指名競争入札にすることができる。(地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令(以下「令」という。)第167条)

- ① 契約の性質・目的が一般競争入札に適しない契約をするとき。
- ② 契約の性質・目的により、入札に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- ③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

○指名通知

指名競争入札により契約を締結しようとするときは、有資格者のうちから、入札に参加させようとする者を指名し、入札の場所・日時等の必要事項と併せて通知しなければならない。(令第167条の12第1項、第2項)

○入札参加資格等

- ・契約締結能力を有しない者等を参加させてはならない。(令第167条の11第1項で準用される令第167条の4第1項)
- ・談合関与者等を3年以内排除することができる。(令第167条の11第1項で準用される令第167条の4第2項)
- ・あらかじめ工事等の実績、経営の規模等を参加要件(令第167条の5第1項の規定事項)として定めなければならない。(令第167条の11第2項)

○落札者の決定方式

原則、予定価格の制限の範囲内において最高(収入を伴う場合)・最低(支出を伴う場合)の価格をもって申込をした者を落札者とし、以下の場合には例外的に最低の価格をもって申込をした者以外のものを落札者としてすることができる。(地方自治法第234条第3項)

- ・低入札価格調査制度(令第167条の10第1項)
- ・最低制限価格制度(令第167条の10第2項)
- ・総合評価方式(令第167条の10の2第1項、第2項)

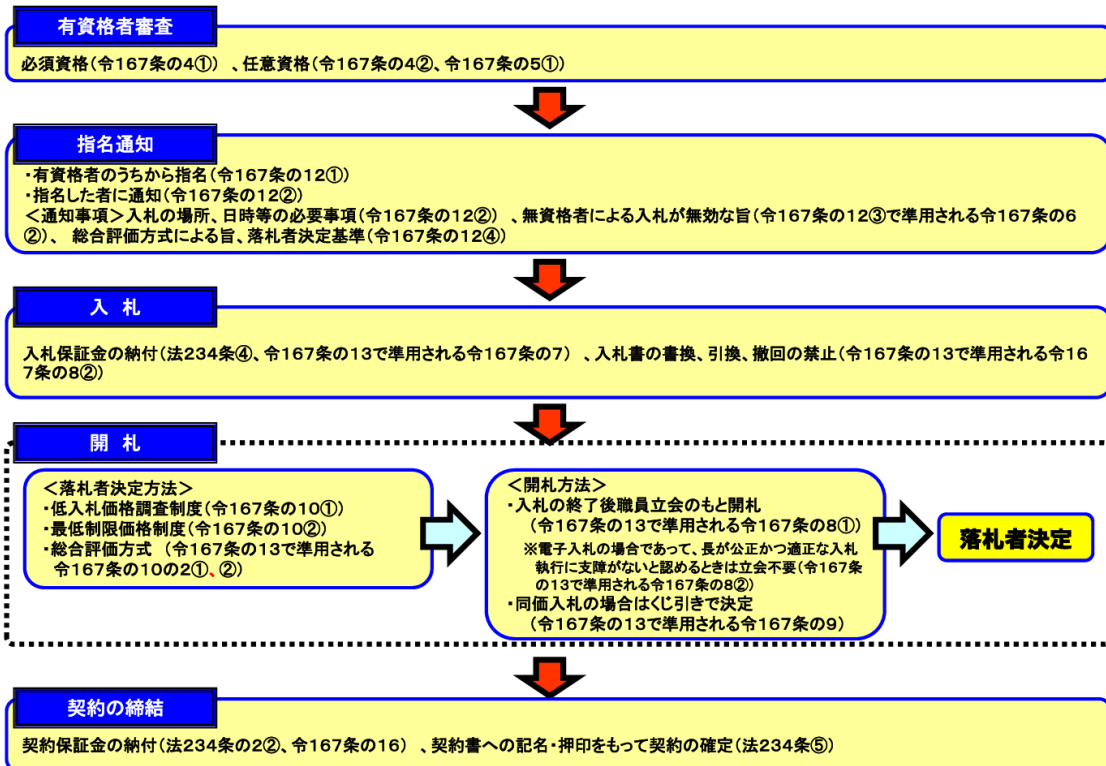
(長所)

- 一般競争入札に比して不良・不適格業者を排除することができる。
- 一般競争入札に比して契約担当者の事務上の負担や経費の軽減を図ることができる。

(短所)

- 指名される者が固定化する傾向がある。
- 談合が容易である。

【指名競争入札の流れ】



出典)「地方公共団体の入札・契約制度」(総務省HP)

○ 一般競争入札

一般競争入札方式は、資格要件を満たす者のうち、競争の参加申込みを行った者で競争を行わせる方式である。地方自治法に基づく本方式の概要は以下のとおりである。

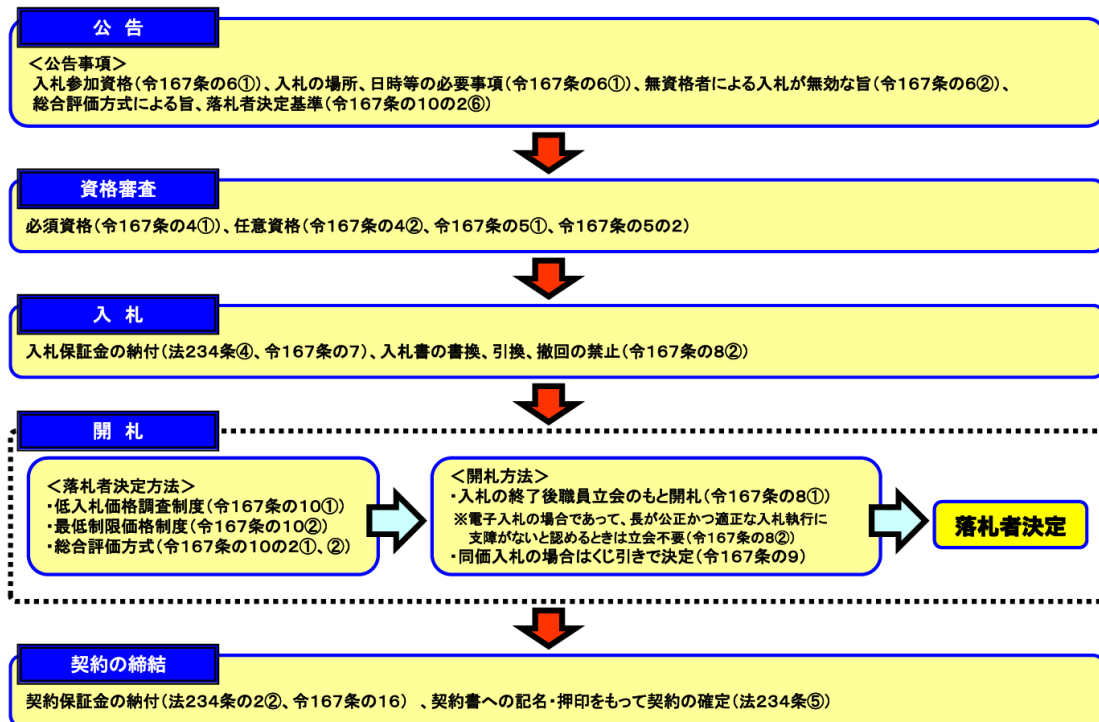
【地方公共団体における一般競争入札の概要】

(意義)
公告によって不特定多数の者を誘引して、入札により申込をさせる方法により競争を行わせ、その申込のうち、地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申込をした者を選定して、その者と契約を締結する方法

(概要)
○入札の公告
一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所・日時等の必要事項を公告しなければならない。(地方自治法施行令(以下「令」という。)第167条の6第1項)
○入札参加資格等
・契約締結能力を有しない者等を参加させてはならない。(令第167条の4第1項)
・談合関与者等を3年間以内排除することができる。(令第167条の4第2項)
・工事等の実績、経営の規模等を参加資格要件として定めることができる。(令第167条の5第1項)
・事業所の所在地、工事の経験・技術的適性の有無等を参加資格要件として定めることができる。(令第167条の5の2)
○落札者の決定方式
予定価格の制限の範囲内において最高(収入を伴う場合)・最低(支出を伴う場合)の価格をもって申込をした者を落札者とし、以下の場合には例外的に最低の価格をもって申込をした者以外のものを落札者として定めることができる。(地方自治法第234条第3項)
・低入札価格調査制度(令第167条の10第1項)
・最低制限価格制度(令第167条の10第2項)
・総合評価方式(令第167条の10の2第1項及び第2項)

(長所)
○機会均等の原則に則り、透明性、競争性、公正性、経済性を最も確保することができる。
(短所)
○契約担当者の事務上の負担が大きく、経費の増嵩をきたす。
○不良・不適格業者の混入する可能性が大きい。

【一般競争入札の流れ】



出典)「地方公共団体の入札・契約制度」(総務省HP)

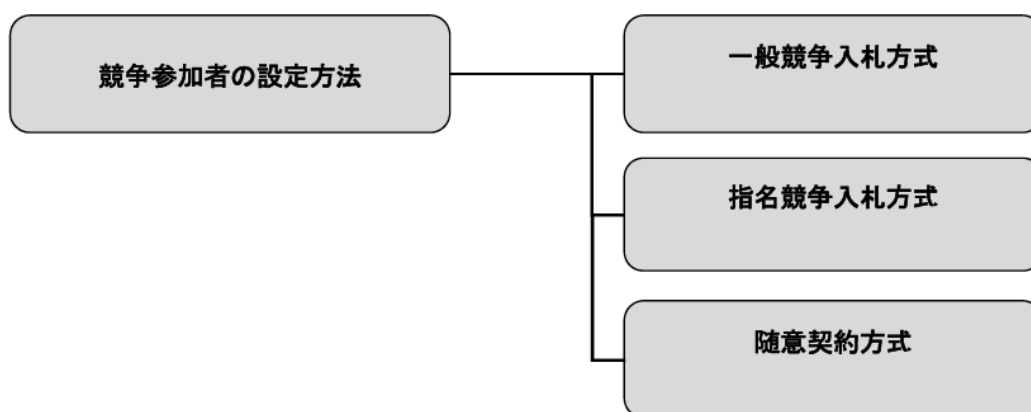
○ 競争参加者の設定方法の選択

競争参加者の設定方法とは、契約の相手方を選定する際の候補とする者の範囲の設定方法のことであり、

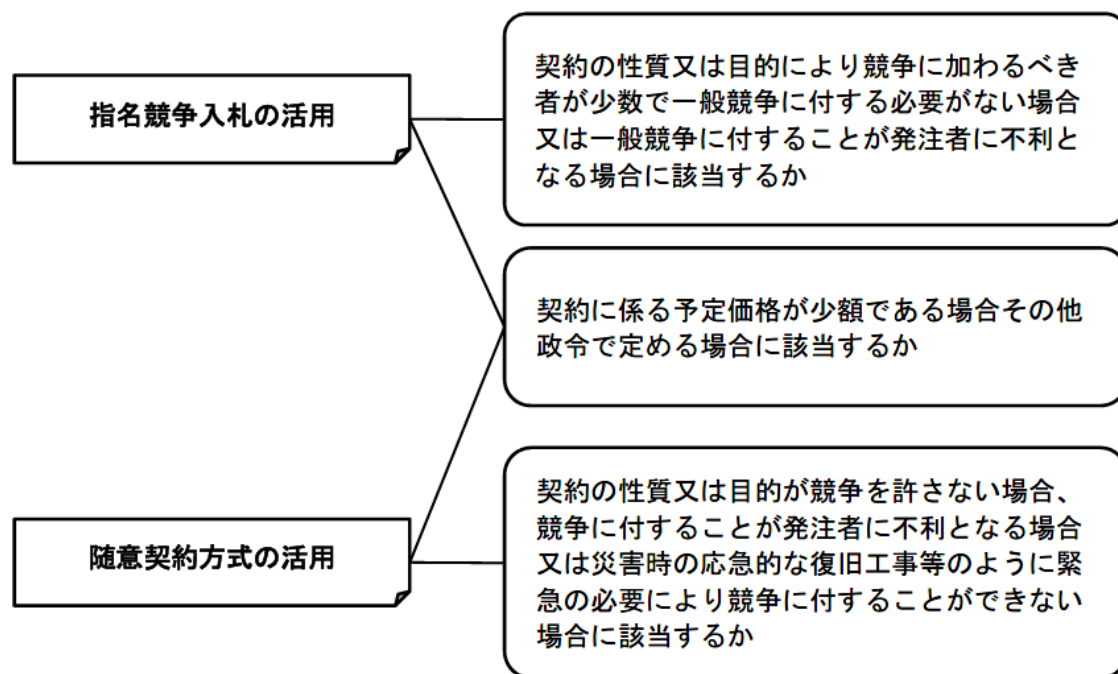
- ・ 資格要件を満たす者のうち、競争の参加申込みを行った者で競争を行わせる「一般競争入札方式」
- ・ 発注者が指名を行った特定多数の者で競争を行わせる「指名競争入札」
- ・ 競争の方法によらないで、発注者が任意に特定した者を選定して、その者と契約する「随意契約方式」

がある。

■ 競争参加者の設定方法



■ 競争参加者の設定方法の選択に当たって考慮する点



出典)「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」(平成 27 年 5 月 (令和 4 年 3 月改正) 国土交通省)

【指針本文】

（３）特定者又は落札者の選定方法の選択

（特定者又は落札者の選定方法の概要）

特定者又は**落札者を選定**する主な**方式**（契約の相手方の候補とした者から、契約の相手方とする者を選定する方法）は、以下のとおりである。

- ・ **プロポーザル方式**¹⁾

内容が技術的に高度な業務や専門的な技術が要求される業務、特に地域特性を踏まえた検討が必要となる業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務

- ・ **総合評価落札方式**¹⁾

事前に仕様を確定することが可能であるが、競争参加者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務

なお、業務の実施方針のみで品質向上が期待できる業務に加え、業務の実施方針と併せて評価テーマに関する技術提案を求めることにより品質向上が期待できる業務がある。

- ・ **価格競争方式**

発注者が示す仕様に対し、価格提案のみを求め、落札者を決定する方式

- ・ **コンペ方式**

対象とする施設や空間に求める機能や条件を発注者側から示し、その機能や条件に合致した設計案を募り、最も優秀とみなされた設計案を選ぶ方式

参考

¹⁾ 例えば、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（国土交通省）を参照すること。

【解 説】

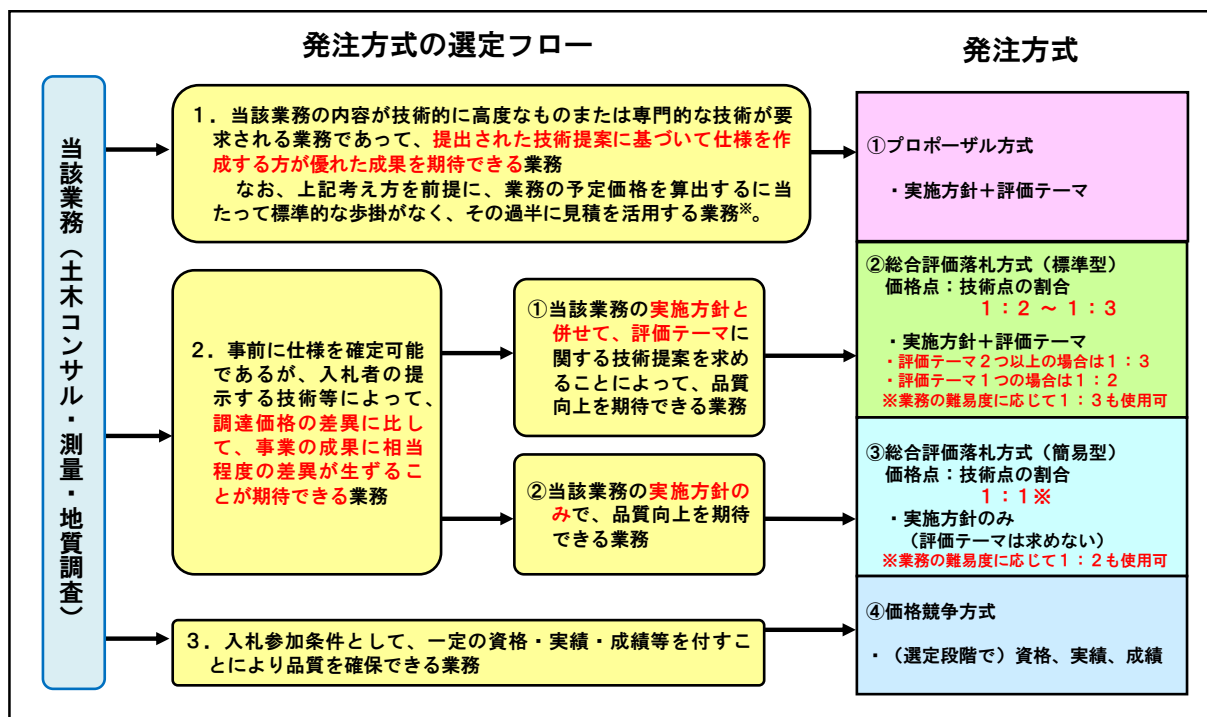
○ 特定者、落札者選定方法の選択の考え方

1) 2) 3)

発注方式の概要と選定の考え方

調査・設計の発注に当たっては、調査・設計の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合を除き、プロポーザル方式、総合評価落札方式（標準型又は簡易型）のいずれかの方式を選定することを基本とする。

【建設コンサルタント業務等における発注方式を選定する際の基本的な考え方】



※ 予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争方式を選定できる

※ 協議調整、地元説明、厳しい施工条件での設計等、業務の特性を考慮の上、プロポーザル方式の選定も検討する。

出典)「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成 27 年 11 月 (令和 5 年 3 月一部改定) 国土交通省)

(参考資料)

- 1) 「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の 運用ガイドライン」
(平成 27 年 11 月 (令和 5 年 3 月一部改定) 国土交通省)
- 2) 「建築設計業務委託の進め方 ―適切に設計者選定を行うためのマニュアル―」
(平成 30 年 5 月全国営繕主管課長会議)
- 3) 「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」(平成 27 年 5 月 (令和 4 年 3 月改正) 国土交通省)

【建築における設計業務の内容に応じた適切な設計者選定方式の選択】

設計者の選定にあたっては、設計者選定方式について、その主旨・特徴を十分に踏まえ、設計業務の内容に応じて適切に選択する必要があります。特に、一級建築士又は二級建築士が行うことが義務づけられている設計業務や大規模な改修に関する設計については、プロポーザル方式によって設計者を選定することが適当です。

選定方式	選定方式の特徴	国土交通省官庁営繕において 各方式を選定する場合の建築設計業務等の内容	留意点
プロポーザル方式	・技術提案書の評価が最も高い者を設計者として選ぶ。 ・応募者の技術提案に基づいて施設の形を決めていくことにより、最良の事業の成果(工事完成時の施設。以下同じ。)を得る。	○ 新築、増築等の設計 ○ 大規模改修実施設計等 〔・技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合 ・環境配慮契約法第5条に規定する基本方針に基づき契約する場合 ・象徴性、記念性、芸術性、獨創性、創造性等を求められる場合(設計競技方式の対象とする業務を除く)〕	・応募者は技術提案書の作成、発注者はその審査を行うため、応募者、発注者共に時間、労力の面で一定の負担が生じる。
総合評価落札方式	・設計業務委託料(入札額)と技術提案との総合評価により、最も評価点の高い者を設計者として選ぶ。 ・事業の成果の形は、設計業務発注段階である程度想定できる場合に、さらに設計者の技術提案により、付加価値(外壁や屋根防水の耐久性のさらなる向上など)を求める。	○ 小規模改修実施設計等 ○ 診断 〔・事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずる場合〕	・入札額と技術提案の評価の配点比率は、業務の難易度に応じて設定する。 ・不当に安い入札価格では、適切な業務履行が行われず設計の品質確保に支障が生じる可能性がある。
価格競争方式	・設計業務委託料(入札額)が最小の者を設計者として選ぶ。 ・事業の成果の形は、設計業務発注段階で決まっている場合に採用するため、設計者の技術提案による付加価値を求める余地が少ない。	○ 小規模改修実施設計等 ○ 診断、積算 〔・入札参加要件として一定の資格・成績等を付すことにより品質を確保できる場合〕	・入札額の多寡のみで落札者を決定するため、入札参加資格条件で技術力が担保されるようにしなければならない。 ・不当に安い入札価格では、適切な業務履行が行われず設計の品質確保に支障が生じる可能性がある。
設計競技方式 (コンペ方式)	・最も優れた具体的な設計案を選ぶ。 ・具体的な設計案に基づいてプロジェクトを進める。	○ 新築、増築等の設計 〔・象徴性、記念性、芸術性、獨創性、創造性等を求められる場合〕	・具体的な設計案の作成、審査を行うため、応募者、発注者共に時間、労力及び費用の面で負担が大きい。
特命随意契約方式	・契約の性質又は目的が競争を許さない場合等に、技術提案や価格等によらずに設計者を選ぶ。	〔・契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合〕	・発注者として、随意契約に関する説明責任を果たす必要がある。

(備考)運用ガイドライン「図2 標準的な業務内容に応じた発注方式事例【建築】」に示す業務内容のうち、設計及びこれに関連性の高い診断、積算について整理している。

出典)「建築設計業務委託の進め方 ―適切に設計者選定を行うためのマニュアル―」

(平成30年5月全国営繕主管課長会議)

(参考資料)

- 1)「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成27年11月(令和5年3月一部改定)国土交通省)
- 2)「建築設計業務委託の進め方 ―適切に設計者選定を行うためのマニュアル―」
(平成30年5月全国営繕主管課長会議)
- 3)「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」(平成27年5月(令和4年3月改正)国土交通省)

（４）支払い方式の選択

（支払い方式の概要）

主な支払い方式（業務の対価を支払う方法）は、以下のとおりである。

- ・ **総価請負契約方式**

工種別の内訳単価を定めず、総額をもって請負金額とする方式

- ・ **単価・数量精算契約方式**

工種別の単価を契約で定め、予定の数量に基づいて概算請負代金額を計算して契約し、業務完了後に実際に要した数量と約定単価を基に、請負代金額を確定する契約

（支払い方式の選択の考え方）

- ・ 業務の進捗に応じた支払い
 - － 「業務の進捗に応じた支払いの実施が想定されるか」 等
- ・ 煩雑な設計変更
 - － 「煩雑な設計変更が発生することが想定されるか」 等

【解 説】

○ 総価請負契約方式 ¹⁾

「総価契約方式」とは、工種別の内訳単価を定めず、総額をもって請負金額とする方式であり、契約対象に含まれる各工種の工事費の単価は問わず、明示した各数量と総価が契約事項となるものである。

【総価請負契約方式について】

方式の効果等

- 契約書に基づいて提出される内訳書に示された個々の単価等は、受発注者を契約上拘束しない。
- 総額をもって請負金額とするため、発注者にとって、コスト管理しやすい方式である。

適用に当たっての留意点

- 契約時に確定された請負代金額は、設計図書の変更等契約書に定められた請負代金額を変更する事ができる事由が無い限り、実際にかかった費用が請負代金額を超える状況が発生しても増加費用の負担をすることはできない契約方式である。本方式の実施に当たっては、恣意的な選抜が行われることのないよう留意する。

出典)「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」(平成 27 年 5 月 (令和 4 年 3 月改正) 国土交通省)

○ 単価・数量精算契約方式 ¹⁾

工種別の単価を契約で定め、予定の数量に基づいて概算請負代金額を計算して契約し、業務完了後に実際に要した数量と約定単価を基に請負代金額を確定する契約

（参考資料）

1) 「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」(平成 27 年 5 月 (令和 4 年 3 月改正) 国土交通省)

【指針本文】

2-2 業務成果の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に配慮した入札契約方式の活用の例

(1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式

防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、地域においては、災害対応を含む地域における社会資本の維持管理を担う企業が不足し、安全・安心な地域生活の維持に支障が生じる懸念がある。

地域における社会資本を支える企業を確保する方式として、以下のような対応例が考えられる。

- ・ 地域の精通度等を評価項目に設定
- ・ 災害協定等に基づく活動実績等の地域貢献を評価
- ・ 地域において受注者になろうとする者が極めて限られている場合における競争が存在しないことの確認による方式（参加者確認型随意契約方式）の活用

【解 説】

○ 企業の地域の精通度等を評価項目に設定 ¹⁾

企業における防災に関わる取組姿勢、活動実績を総合評価落札方式の評価項目に設定する取組として、以下の事例がある。

【地域要件等の設定の考え方】

○プロポーザル方式においては、原則として地域要件を設定しない。地域貢献度は評価しない。地域精通度は必要に応じ技術者評価（選定・特定段階）の指標とする。

ただし、測量、現地調査・作業等を伴う業務においては、これらを円滑に実施できることが品質確保の面から重要であることから、地域精通度による評価を積極的に活用することとする。

○総合評価落札方式においては、業務実施可能者数を勘案した上で、必要に応じ地域要件を設定する。地域貢献度は必要に応じ企業の評価（指名段階のみ）の指標とする。地域精通度は必要に応じ技術者評価（指名・入札段階）の指標とする。

ただし、測量、現地調査・作業等を伴う業務においては、これらを円滑に実施できることが品質確保の面から重要であることから、地域精通度による評価を積極的に活用することとする。

○各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合は、プロポーザル方式、総合評価落札方式に関わらず、地域要件は設定しない。

○価格競争方式においては、業務実施可能者数を勘案した上で地域要件等を適宜設定するものとする。

表 1-1 発注方式別の地域要件及び地域精通度の考え方

	地域要件	地域精通度
プロポーザル方式	×	○
総合評価落札方式	○	○
価格競争方式	◎ (十分な競争参加者数が確保されない場合はこの限りでない)	○ (指名競争を行う場合の指名時の評価指標として、一定の地域内における企業・技術者の同種・類似業務の有無を評価する場合がある)

◎：適宜採用・評価する ○：必要に応じて採用・評価 ×：採用・評価しない

注1) 地域要件：一定の地域内における「本店」又は「本店、支店又は営業所」の有無

注2) 地域精通度：一定の地域内における企業・技術者の同種・類似業務実績の有無

出典)「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成 27 年 11 月 (令和 5 年 3 月一部改定) 国土交通省)

○ 災害協定に基づく活動実績等の地域貢献を評価

地域貢献度評価型（試行）

■試行の目的と評価方法

- ・災害対応等の体制の確保・育成を目的として、災害協定や災害時の活動実績等の地域貢献を評価し、地域企業の技術力向上と参入機会の確保を促す方式
- ・「地域の守り手」として迅速な災害対応等が期待できる地域企業の入札参入の促進と競争参加機会の確保
- ・試行業務の実績を通じた地域企業の技術力向上、地域の防災力（災害対応体制）の維持・向上を期待

出典) 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
業務マネジメント部会・令和 5 年度第 1 回 (令和 6 年 3 月 26 日)

(参考資料)

- 1)「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成 27 年 11 月 (令和 5 年 3 月一部改定) 国土交通省)

【指針本文】

（２）若手技術者や女性技術者などの登用を促す方式

豊富な実績を有していない若手技術者や、女性技術者が実績を積む機会が得られにくい場合、将来的な業務成果の品質の低下、担い手の中長期的な育成・確保に支障が生じる懸念がある。

豊富な実績を有していない若手技術者や、女性技術者などの登用を促す方式として、以下のような対応例が考えられる。

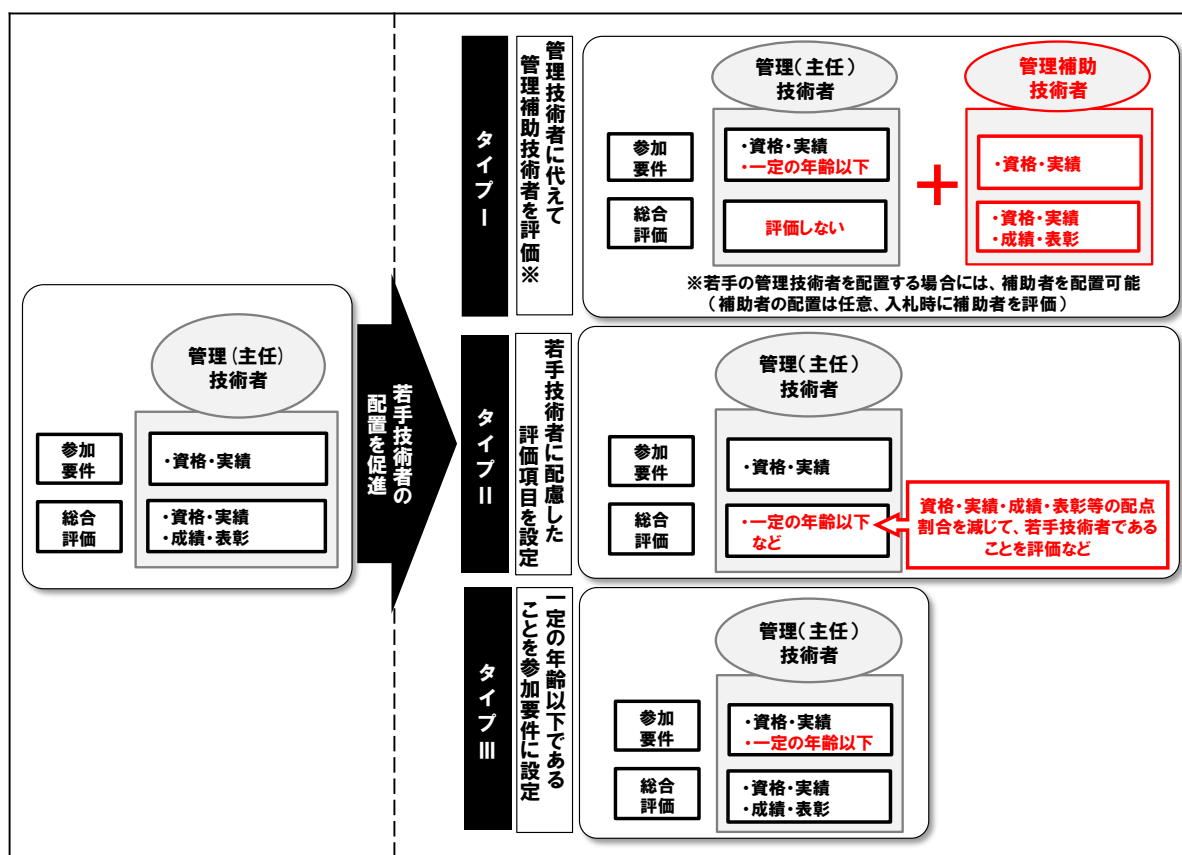
- ・若手技術者や女性技術者などの登用を考慮して業務実績の要件を緩和した競争参加資格の設定
- ・他の技術者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制を評価項目として設定
- ・ワーク・ライフ・バランス等推進企業（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の取得企業や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく計画を策定した中小企業）を評価項目として設定

【解説】

○ 若手や女性などの技術者の登用を促す方式

国土交通省では、中長期的な担い手の育成・確保を図る観点から、豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用を促す業務の試行を実施している。

【若手技術者の配置を促す入札契約方式】



出典) 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
業務・マネジメント部会（平成30年度 第2回） 資料4

【担い手育成型入札契約方式の試行（九州地方整備局）】

- 管理技術者の参加資格要件を集約化し、管理補助技術を追加
- 管理技術者の評価においては管理補助技術者の資格・実績等を評価（業務成績は除く）

担い手育成型

参加資格要件：

管理技術者への若手技術者（45歳未満）若しくは女性技術者配置

管理技術者をサポート

管理補助技術者を配置（年齢制限は設けない）

評価項目：

管理技術者は資格及び業務実績の有無のみ確認

管理補助技術者の資格、実績等を点数評価

担い手育成型

特徴①：管理技術者へ若手技術者（45歳未満）若しくは女性技術者を配置することを参加資格要件とする。

特徴②：管理技術者のサポートのため、管理補助技術者の配置も参加資格要件とする。

特徴③：管理技術者の評価に替えて、管理補助技術者の実績等を用いて評価する。

特徴④：管理補助技術者の評価項目には、「業務成績」は評価項目とせず、かつ「表彰実績」には評価対象期間の制限は設けない。

評価項目	企業	管理技術者	管理補助技術者
技術部門登録	●	—	—
同種・類似実績	●	—	—
業務成績	●	—	—
業務表彰	●	—	—
技術者資格	—	○ 資格の有無の確認のみ	●
同種・類似実績	—	○ 同種・類似実績の確認のみ	●
業務成績	—	設定しない	設定しない
技術者表彰	—	—	● (期間は無関係)

●：加点評価する項目 ○：加点評価しない項目（確認のみ）

技術提案：

実施方針 + 固定テーマ（※1）

出典）国土交通省九州地方整備局 HP

【指針本文】

（３）発注者を支援する方式

発注者の能力を超える一時的な業務量の増加や発注頻度が低く技術的難易度が高い業務への対応等により、適切な発注関係事務の実施が困難となる場合がある。

発注者を支援する方式として、以下のような対応例が考えられる。

- ・対象事業のうち業務に係る発注関係事務の一部又は全部を民間に委託
- ・**事業促進を図るため、測量、調査及び設計段階から事業マネジメントの一部を民間に委託実施**

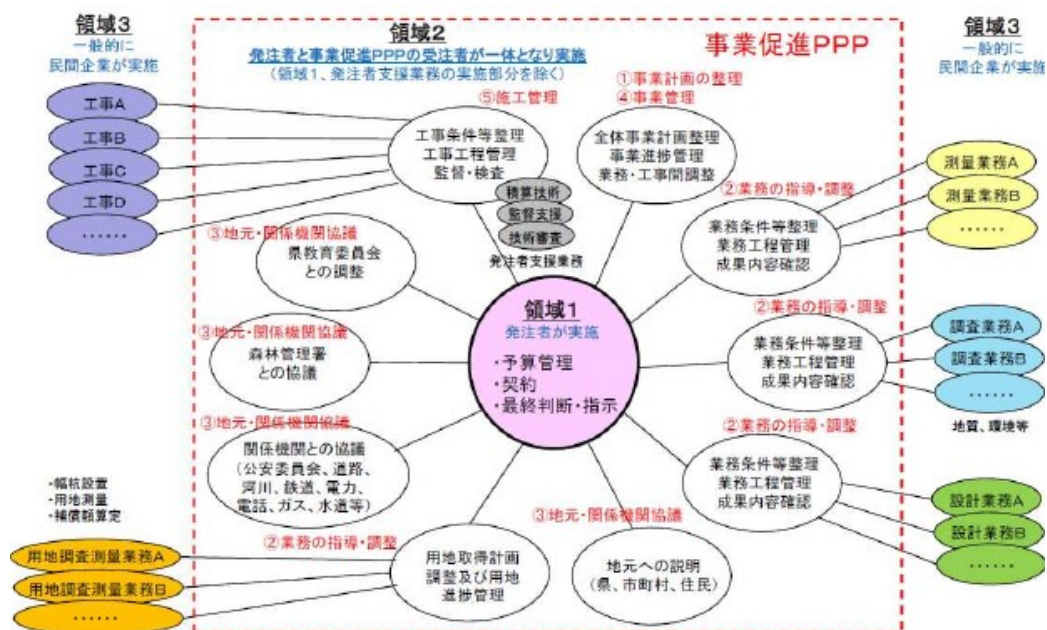
【解説】

○ 事業促進を図るため、事業マネジメントの一部を民間に委託 ^{1) 2) 3)}

官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合により、調査及び設計段階から効率的なマネジメントを行う取組として、国土交通省では事業促進PPPを導入している。

【事業促進PPPの特徴】

- ・事業促進PPPは、直轄職員が柱となり、官民がパートナーを組み、発注者の知識・経験、民間技術者の施工技術等の知識・経験を融合させることにより、効率的な事業マネジメントを行い、事業の促進を図ることを第一の目的として導入する。
- ・事業促進PPPは、「全体事業計画の整理」、「測量・調査・設計業務等の指導・調整等」、「地元及び関係行政機関等との協議」、「事業管理等」、「施工管理等」のマネジメント業務を行うものであり、積算、監督、技術審査等の比較的定型的な補助業務を行う発注者支援業務、単純な資料作成を行う資料作成補助業務とは区別される。
- ・事業促進PPPの受注者は、発注者と一体となったチームを編成し、事業全体の工程管理等を行うため、将来実施予定の業務、工事に係る情報を知りうる立場になる。そのため、事業促進PPPの工区内の業務、工事の受注者の選定では、公平中立性に留意する。



【発注者支援業務との関係】

発注者支援業務は、下記表に示す通り、積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務、用地補償総合支援業務等がある。事業促進PPPは、事業全体計画の整理、測量・調査・設計業務の指導・調整、地元及び関係行政機関との協議、事業管理、施工管理、BIM/CIM（統合モデル）活用支援等のマネジメント業務を行うものであり、比較的定型的な補助業務を行う発注者支援業務とは区別される。

分類	業務分野	業務内容
工事の発注及び監督・検査に関わる補助業務	積算技術業務	工事発注用図面、数量総括表、積算資料、積算データ等の作成
	工事監督支援業務	請負工事の履行に必要な資料作成や施工状況の照合及び確認、工事検査等への臨場、設計図書と工事現場の照合等
	技術審査業務	入札契約手続きにおける企業の技術力評価のための審査資料の作成
施設管理に関わる補助業務	河川巡視支援業務	河川構造物の点検、不法行為の指導
	河川許認可審査支援業務	河川の各種占用申請等の審査・指導等
	ダム・排水機場管理支援業務	ダム等の機器点検、洪水時、緊急時等のゲート操作補助等
	道路巡回業務	道路構造物の点検・確認、不正使用・不法占用点検等
	道路許認可審査・適正化指導業務	道路の不正使用・不法占用の私道取締り、各種占用申請等の審査・指導等
用地交渉を行い、土地の提供について理解を得る業務	用地補償総合支援業務	公共用地交渉用資料の作成、権利者に対する公共用地交渉の実施等

出典) 国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン（平成31年3月（令和6年4月一部改正）国土交通省他）

建築分野では、都道府県・政令市と国土交通省で構成される全国営繕主管課長会議により、公共建築における発注関係事務に係る支援方策が検討され、「発注者支援業務事例集」「発注者支援業務等業務委託様式事例集」等が取りまとめられている。

（参考資料）

- 1) 国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン（平成31年3月（令和6年4月一部改正）国土交通省他）
- 2) 「発注者支援業務事例集」（平成19年3月（最終平成30年5月）全国営繕主管課長会議）
- 3) 「発注者支援業務等業務委託様式事例集」（令和元年6月全国営繕主管課長会議）

【指針本文】

（４）参加者確認型随意契約方式

業務に必要な技術、設備もしくは体制又は地域特性等からみて、当該地域において受注者になろうとする者が極めて限られており、過去に発注した同一の内容の業務について特定の二者を除いて競争参加者がいない状況が継続しているなど、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれるときは、地域における担い手確保のため、参加者確認型随意契約方式の活用が考えられる。

例えば、参加者が極めて限定されている地域における、二十四時間体制での対応が求められている業務等において、過去に当該地域の特定の二者しか競争に参加していない状況が継続している場合などの条件を満たす業務等での活用が想定される。

この場合、参加者確認型随意契約方式では、必要な技術、設備又は体制等及び受注者となることを見込まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができる。

本方式の活用にあたっては、各発注者において会計法や地方自治法等の法令の趣旨に即して適切に判断することが必要である。

公募の結果、他の競争参加者から応募があったときは、改めて競争に付し、総合評価落札方式等、適宜の方法により落札者の選定手続に移行する。

【解説】

○ 公募を行い競争者が存在しないことを確認

随意契約によることが真にやむを得ないもの以外は、遅くとも平成19年度から一般競争入札等に移行することとし、あわせて透明性・競争性を確保するための手続として、発注者が特定した公益法人等以外の参加者の有無を確認するための公募手続の導入を図ることとしている。

○参加者の有無を確認する公募手続について

参加者の有無を確認する公募手続を下記のとおり定めたので、十分留意の上実施されたい。

なお、本手続終了後に行われる契約手続は、従来どおり会計法令等に基づいて行うものであることに留意されたい。

1 対象業務

本手続は、特殊な技術または設備等が不可欠であるとして、発注者の判断により、特定の者と契約していたようなものについて、当該技術または設備等を明示して他に参加者がいないか確認する必要がある業務のみを対象とする。

2 参加意思確認書の提出

（１）本省等、施設等機関、特別の機関及び地方支分部局における公募手続の実施部局（以下、「実施部局」という。）は、当該業務に必要な特殊な技術または設備等を有している法人等（法人、個人等をいう。以下、同じ。）を特定した上で、当該法人等（以下「特定法人等」という。）以外の参加者の有無を確認するため、本業務への参加意思及び当該業務に必要な要件を満足することを確認する書類（以下、「参加意思確認書」という。）の提出を求める公募を行うものとする。

出典）参加者の有無を確認する公募手続きについて（平成18年9月28日（最終改正令和6年3月27日））